



## 日本精神科看護協会「倫理綱領」の見直しに 向けた検討をはじめます！

本協会では、精神科看護者の職能団体として2004年に「倫理綱領」を策定しています。倫理綱領は、あらゆる場所で精神科看護を実践する看護者の倫理指針であり、看護者としての責務を会員と社会に示すものでもあります。

しかし、大変残念なことではありますが、看護者による患者への暴力事件が2004年以降も続いています。また近年では、これまでとは性質の異なる倫理的課題が認められるようになり、インターネット等において大きく報じられ社会から注目を浴びています。

本協会としては、精神科看護者による暴力事件等をなくすために、日精看としてできることに全力で取り組んでいきます。その取り組みの一つとして、近年の精神科医療および精神科看護領域における倫理的課題を踏まえて、倫理綱領の見直しを行うとともに、精神科看護者の倫理教育の充実を図ることにしました。

第1回目の「倫理綱領の見直しに関する検討会」は、12月18日に協会会議室とWebのハイブリット形式で開催いたします。検討の経過は『ナース・スター』や『精神科看護管理ニュース』等で会員のみなさまにお知らせする予定です。最終的な見直し時期は、2021年度総会および精神科看護学術集会までをめざしています。

会員の皆さまには、倫理綱領の見直しについて注目していただきますようお願いいたします。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034